

# 定 款

(付 設立趣意書)

公益財団法人  
中近東文化センター  
東京都三鷹市大沢三丁目 10 番 31 号

# 公益財団法人中近東文化センター定款

平成25年4月1日制定  
平成27年3月6日改正  
令和元年6月21日改定  
令和2年9月3日改定

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、公益財団法人中近東文化センターと称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都三鷹市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、中近東文化に関する調査研究及び資料の収集・保管・展示をもって、中近東文化に関する理解と研究を通じて我が国の学術文化の向上発展に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ①中近東文化に関する調査研究
- ②中近東文化に関する資料の収集、保管、展示及び研究者への提供
- ③中近東文化に関する研究会及び講演会等の開催
- ④中近東文化に関する研究成果の刊行
- ⑤中近東文化に関する調査研究に対する助成
- ⑥その他目的を達成するために必要な事業

2. 事業の実施区域は本邦及び海外とする。

## 第3章 資産及び会計

### (基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表第1の財産は、この法人の基本財産とする。

2. 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意を

もって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとする時は、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- ①事業報告
- ②事業報告の附属明細書
- ③貸借対照表
- ④正味財産増減計算書
- ⑤貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- ⑥財産目録

2. 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3. 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- ①監査報告
- ②理事及び監事並びに評議員の名簿
- ③理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- ④運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行

規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

## 第4章 評議員

### (評議員の定数)

第10条 この法人に評議員3名以上13名以内を置く。

### (評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

2. 理事会又は評議員会は、それぞれ評議員候補者を推薦することができる。
3. 評議員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を説明しなければならない。
  - ①当該候補者の経歴
  - ②当該候補者を候補者とした理由
  - ③当該候補者と、この法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
  - ④当該候補者の兼職状況
4. 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
  - ①各評議員について、次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
    - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
    - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
    - ハ 当該評議員の使用人
    - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受けれる金銭その他の財産によって生計を維持している者
    - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
    - ヘ ロからニに掲げる者の3親等以内の親族であって、これらの者と生計を一つにするもの。
  - ②他の同一の団体（公益法人を除く）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
    - イ 理事

- ロ 使用人
    - ハ 他の同一の団体の理事以外の役員又は業務を執行する社員である者
  - ニ 次の団体において職員である者
    - ・国の機関
    - ・地方公共団体
    - ・独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
    - ・国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
    - ・地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
    - ・特殊法人又は認可法人
5. 評議員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなる時に備えて、補欠の評議員を選任することができる。
  6. 前項の場合には、評議員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
    - ①当該候補者が補欠の評議員である旨
    - ②当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
    - ③同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任する時は、当該補欠の評議員相互間の優先順位
  7. 第5項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

（評議員の任期）

- 第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
2. 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
  3. 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。
  4. 臨時評議会で選任された評議員の任期は、選任後最初の定時評議員会において、その選任に異議のないことを確認した時から第1項の規定を適用する。

(評議員の報酬等)

第13条 評議員は、無報酬とする。

## 第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- ①評議員、理事又は監事の選任又は解任
- ②事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込み
- ③貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録の承認
- ④定款の変更
- ⑤残余財産の処分
- ⑥基本財産の処分又は除外の承認
- ⑦その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定期評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(議長)

第17条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中からその都度互選する。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2. 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- ① 評議員又は監事の解任
- ②定款の変更

- ③基本財産の処分又は除外の承認
  - ④その他法令で定められた事項
3. 評議員、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。評議員、理事又は監事の候補者の合計数が第10条又は第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
  4. 前3項の規定にかかわらず、理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることのできる評議員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があつたものと見做す。

(議事録)

- 第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2. 前項の議事録には、議長及び会議に出席した評議員から選出された議事録署名人1名以上が記名押印する。

## 第6章 総裁

(名誉総裁・総裁の設置)

- 第21条 この法人に名誉総裁及び総裁を置くことができる。
2. 名誉総裁及び総裁はこの法人の象徴とする。
  3. 名誉総裁及び総裁は無報酬とする。

## 第7章 役員

(役員の設置)

- 第22条 この法人に次の役員を置く。
- ①理事 3名以上9名以内
  - ②監事 2名以内
2. 理事のうち1名を理事長とする。
  3. 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とする。
  4. 代表理事の呼称を理事長とする。

(役員の選任)

- 第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2. 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
3. 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2. 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4. 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第27条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- ①職務上の義務に違反し、又は職務を怠った時
- ②心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えない時

(役員の報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

## 第8章 理事会

### (構成)

第29条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- ①この法人の業務執行の決定
- ②理事の職務の執行の監督
- ③理事長及び業務執行理事の選定及び解職

### (招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

- 2. 理事長が欠けた時又は理事長に事故がある時は、各理事が理事会を招集する。

### (決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2. 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の職務について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることのできる理事全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものと見做す。

### (議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2. 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第9章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第34条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2. 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第11条についても適用する。

### (解散)

第35条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第36条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第37条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第38条 この法人の公告は、官報に掲載する。

## 附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行った時は、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の評議員は次に掲げる者とする。

岡田保良 河村 孝 小林登志子 澤田 浩  
橋 優 平野裕一 南條和行 吉野博明

- 4 この法人の最初の理事は次に掲げる者とする。  
 阿部知之 池田 裕 中田一郎 水田 徹  
 大村幸弘 師子角晋也
- 5 この法人の最初の監事は次に掲げる者とする。  
 水野廉平 小場 篤
- 6 この法人の最初の代表理事は阿部知之とする。

別表第1 基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）（第5条関係）

財産種別	場所・物量等
美術品	東京都三鷹市大沢三丁目 10-31 (財) 中近東文化センター博物館 展示室及び収蔵庫 「中近東の美術品と考古資料」 1,128 件 2,297 点 平成 24 年 3 月 31 日以前取得
図書	東京都三鷹市大沢三丁目 10-31 (財) 中近東文化センター三笠宮記念図書館 図書室及び収蔵庫 「中近東に関する蔵書」 53,189 冊 平成 24 年 3 月 31 日以前取得
投資有価証券	大和証券 「三井住友銀行劣後債」 58 百万円 平成 24 年 3 月 31 日以前取得

## 設立趣意書

中近東における国際的・民族的諸事情は、単に現在の問題だけを分析してみても理解できません。過去数千年にわたる中近東の歴史的発展の跡を顧み、そのよって来たるゆえんを明らかにする必要があります。

欧米における中近東研究はその歴史は古く、その成果はまことに偉大なものがあります。しかるに、我が国においては、長期に及ぶ鎖国政策により世界情勢にうとくなつたばかりでなく、明治維新以後においてさえ、欧米文化の急激な流入に比べて、中近東に関する知識の摂取はきわめて微々たるものでありました。それには種々の原因があげられましょうが、つぎの二点は重要とおもわれます。

第一は日本の大学における歴史学の研究体系によるものであります。明治以来今日に至るまで、大学においては国史（日本史）・東洋史・西洋史の三学科が設けられております。一見、全世界を覆うているように思えますが、実際は大きな盲点ができていたのであります。

つまり、東洋史学科は東アジアの研究が主体をなしており、西洋史学科では欧米の研究に重点が向けられております。その結果として、中近東の研究がおろそかになっておりました。

第二は中近東地方自体の情勢によるものであります。この地域は、第二次世界大戦終了時まではヨーロッパ諸国の植民地政策の下に閉じこめられておりました。この事態は研究の面からだけ見れば、かならずしも100%マイナスであったとも申せません。多くの欧米人が中近東に旅行し、あるいは駐在し、彼らにその地方の考古学的興味を抱かせるに至ったからであります。そして各地の遺跡で発掘調査が行なわれるようになり、今日に至りました。しかし、遺憾ながら発掘品の貴重なものはことごとく欧米諸国に持ち去られ、現地人の学者による独立した研究調査はできませんでした。

日本と中近東との関係も、政治・経済的に直接的なものとはならず、欧米人を媒介とする間接的なものに止まっておりました。したがって、日本人の中近東に対する関心は一般にきわめて低調だったといわざるを得ません。

わずかに、大正6年（1917）に民間人によって「バビロン学会」が設立されましたが、関東大震災により蔵書が焼失したため、同会の組織的活動は終りを告げました。

第二次世界大戦後は上記の諸情勢が一変し、我が国と中近東との関係は政治的にも、経済的にも、また文化的にも密接となりました。しかも中近東の諸民族は植民地政策のきずなをたちきりましたから、我々との関係も直接的なものとなりました。そこで我が国からも数多くの学術調査団が中近東を訪れ、その成果は世界的水準に到達しつつあります。しかしながら、それは、いわば一握りの学

者グループにのみ贈られる賛辞でありまして、全国的にみれば、我が国における中近東研究は欧米諸国に比較してかなりの遅れを認めないわけにはまいりません。

また中近東は、ユダヤ教・キリスト教・イスラム教・ゾロアスター教の発祥の地でありまして、宗教的研究の重要性はいまさら申すまでもありません。

さいわいなことには、昭和29年（1954）に「社団法人 日本オリエント学会」（“The Society for Near Eastern Studies in Japan”）が、また昭和31年（1956）には「財団法人 中東調査会」（“The Middle East Institute of Japan”）が設立され、中近東に関する研究が組織化されたのであります。

以上のごとき、中近東を研究の対象とする各種団体も現在では別個に活動し、別々に参考資料収集しておりますが、その質・量ともにきわめて微々たるものであります。日本のごとき中近東研究における後進国としてはまことに非能率的・非経済的といわざるを得ません。そこで、質・量ともにすぐれた資料を収集し、国際的視野に立って総合的に研究・調査を行なう機関として、三笠宮殿下の御發意に佐藤栄作、石坂泰三、出光佐三が賛同して相共に発起人となり、財団法人中近東文化センターをこのたび創設せんとするものであります。

昭和50年1月13日